

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置決定	
根拠法令及び条項		老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4、第11条 老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条 老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）		
審査基準 設定年月日	昭和47年5月	審査基準 最終変更年月日	平成18年3月31日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(4月) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和47年5月	標準処理期間 最終変更年月日	平成31年4月1日
所管部署	福祉部 ちやーがんじゅう課		
備考	入所判定委員会は年3回開催		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

最終改正:平成二七年五月二九日法律第三一号

(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)又はその者を現に養護する者(以下「養護者」という。)に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は[生活保護法](#) (昭和二十五年法律第百四十四号)[第三十条第一項](#) ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により[介護保険法](#)に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

老人福祉法施行令

(昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号)

最終改正:平成二七年三月三十一日政令第一三八号

内閣は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

([法第十一条第一項第一号](#) に規定する政令で定める経済的理由)

第六条 [法第十一条第一項第一号](#) に規定する政令で定める経済的理由は、次のとおりとする。

- 一 当該六十五歳以上の者の属する世帯が[生活保護法](#) による保護を受けていること。
- 二 当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の[地方税法](#)（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（特別区が[同法第一条第二項](#) の規定によつて課する[同法第五条第二項第一号](#) に掲げる税を含む。以下同じ。）の[同法第二百九十二条第一項第二号](#) に掲げる所得割の額（当該額が確定していないときは、当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前々年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の[同法](#) の規定による市町村民税の[同号](#) に掲げる所得割の額）がないこと。
- 三 災害その他の事情により当該六十五歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合
が想定されるものである。

第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあつては福祉事務所長に委任することができる。

第3 入所判定委員会の設置

- 1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあっては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員

会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」

の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

第7 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略